

現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

平成25年 4月 1日制定

令和 8年 4月 1日最終改正

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。
- (4) 請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が他の公社発注工事、国又は地方公共団体発注工事（ただし、国又は地方公共団体の発注者の承諾が得られている場合に限る。）の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申し出があり、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当し、同一の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの。このとき、当該主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

なお、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施行する場合をいう。また、この規定は監理技術者には適用されない。

- (2) 次のアからウの全ての条件を満たすもの。

ア 兼任する工事は、前項第1号から第3号に該当するものを除き、すべて請負金額が4,500万円未満（建築一式工事にあつては、9,000万円未満）であること。

イ 原則として、兼任する工事の現場は、同一の千葉県土木事務所の管内にあること。

ウ 兼任する工事は、当該工事を含め3件までであること。ただし、前項第4号に該当するものは件数に含めないものとする。

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないもの

とすることができる。

- 4 同一あるいは別々の発注機関が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての発注機関から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐が当該複数工事全体を管理する場合は、現場代理人も同様とし、兼任することができる。その場合、現場代理人は常駐しているものとみなすこととする。

(現場代理人兼任等の届出)

第3条 発注者は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任しようとするときは、別記第1号様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。

- 2 前項の規定に基づき届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、別記第1号様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。

- 3 発注者は、現場代理人の兼任の解除について申し出があったときは、別記第2号様式により現場代理人兼任解除届を提出させるものとする。

- 4 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、第1項から第3項の規定を準用するものとする。

(現場代理人兼任届等の省略)

第3条の2 公社発注の工事を兼任する場合は、一の工事における現場代理人兼任届等、又は現場代理人兼任解除届の提出により、他の工事における提出は省略することができるものとする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 現場代理人の兼務に関する事務取扱要領(平成23年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第3条）

現場代理人兼任届

年 月 日

公益財団法人千葉県下水道公社 理事長 様

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

次のとおり、現場代理人を兼任することとしましたので届け出ます。

なお、本件工事の契約に関し、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第2条の要件を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼任を解除することを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼任に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異義を申し立てません。

現場代理人氏名		
本 件 工 事	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	摘 要	
兼 任 と な る 他 の 工 事	工 事 名	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	摘 要	

※ 添付書類

1. 兼任する他の工事の契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）
2. 兼任する他の工事の主任技術者選任通知書（写）又はこれに相当する書面

注1 契約金額が500万円未満の工事であっても、現場代理人を兼任する場合は、届出の対象となることに留意すること。

注2 「兼任となる他の工事」欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

注3 「兼任となる他の工事」が追加となる場合は、兼任となる工事をすべて記載したうえで、改めて提出すること。

別 記

第2号様式（第3条）

現場代理人兼任解除届

年 月 日

公益財団法人千葉県下水道公社 理事長 様

住 所

商号または名称

代表者職氏名

印

次のとおり、現場代理人の兼任を解除しましたので届け出ます。

工 事 名	
契 約 金 額	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
解 除 理 由	<input type="checkbox"/> 本件工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 <input type="checkbox"/> 兼任する他の工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 <input type="checkbox"/> 兼任する他の工事に係る契約の履行が完了 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）